

## 旧加古川図書館の譲与等に係る公募型プロポーザルの実施について

### 1 要旨

旧加古川図書館は令和3年に図書館としての役割を終えましたが、長年地域に親しまれた建物の存続を求める市民の声が寄せられており、民間事業者による活用ニーズがあることも踏まえ、当該建物が使用できる間、民間活力により、賑わい創出や地域活性化など、市民に開かれた場所として活用を図るため、公募型プロポーザルを実施します。

### 2 主な公募条件等

- (1) 用途 地域の賑わいづくりや住民の福祉向上等、地域活性化に貢献できること。
- (2) 土地 無償貸付（議会の議決が必要）
- (3) 建物 無償譲渡（議会の議決が必要）
- (4) 活用期間 10年以上20年以内（建物の状況及び活用事業者の希望により延長可）  
（延長する場合、改めて議会の議決が必要）
- (5) 活用期間後 建物は活用事業者により解体・撤去の上、土地を市に返還
- (6) 耐震改修等 耐震改修は必須とするが、コンクリートの中性化対策は必須としない。  
ただし、活用期間中、建物を安全に利用できるよう所有者において劣化状況等の確認及び適切な補修を随時行うこと。
- (7) 補助金 耐震補強及び外壁補修等の建物の安全性の確保に係る工事、内装整備、建築設備整備等のイニシャルコストに対する補助金（内容により補助率を設定）の創設。（予算の成立が必要）
- (8) その他 本施設の文化的価値を残した活用方法とすること。

### 3 今後のスケジュール

- 令和8年 3月 募集要項の公表  
9月頃 参加申込期限  
10月頃 企画提案書提出期限  
11月頃 プレゼンテーションによる審査及び契約候補者の決定  
↓  
契約候補者との協議・調整  
仮契約の締結  
↓  
議案提案（建物の無償譲渡、土地の無償貸付、補助金予算の関係議案）  
↓  
本契約締結  
↓  
土地・建物等引渡し、補助金申請、工事着工等